



トピックス P2 改正割賦販売法が完全施行されました！
暖房器具の事故について

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

くらしの 相談窓口 から

インターネットで見た情報商材の広告 ～収入にならないので 返金して欲しいのですが～

相

談

インターネットのサイトを検索し、「月39万円の収入が確実に得られる方法を教えます！
全額返金保証！」という情報商材^{*}の広告を見つけ申込みました。代金8万円を振込み、
商品である情報をダウンロードしたところ「オークションで転売して稼ごう！」という内容
でした。1カ月間提供された情報どおりにやってみましたが収
入になりませんでした。返金して欲しいのですが… (40代 男性)

^{*}インターネットの通信販売を通じて売買される「〇〇円の収入が得られる方法」「必
ずモテる方法」等の、一般にはあまり知られていない情報や自分の経験談に基づく
情報のことで、PDFファイルや冊子、DVD等で提供されるもの。



回

答

情報商材に関する相談には、「購
入し中身をみるまで情報の内容がわ
からない」「利益や効果が確実であ
るかのような表示がみられる」「情報
の内容が現実的でない」などの問題点があります。

この相談のように、重要事項について事実と異
なることを言われたり、将来の変動が不確実な事
項を断定的に言われて勧誘され、誤認して契約し
た場合は、契約の取消しを主張できます（消費者
契約法）。

相談者には、勧誘方法等に問題があるので、契
約を取消し、支払った代金を返金するよう書面で

通知することを助言しま
した。

情報商材の購入にあたっては、広告に注意し慎重
に検討すること、返金保証があるからといって安易に
契約しないこと、購入前に販売者の連絡先等を確認
することが大切です。また、被害に遭わないためには、
日頃から「確実に儲かる」というようなうまい話はない
ということを常に認識しておきましょう。

契約にあたり不明なこと、万一トラブルにあった場
合等は、ひとりで悩まずに最寄りの市町村相談窓口、
県消費生活センターに相談しましょう。

注意喚起！ 湯たんぽでの事故に注意！

湯たんぽは、寒い季節に暖を採るために古くから用いられています。容器にお湯を入れるだけ
なので、エコロジーということで人気で、最近は、電子レンジで温めるタイプやIHヒーターでも直接加熱できる湯たんぽも販売
されています。その一方で、扱い方を間違えたことにより事故も起きています。使い方に注意して暖かい冬を過ごしましょう。

やけど・低温やけどを防ぐため、湯たんぽに直接足を触れないよう注意しましょう。寝ている間に触れてしまうこともある
ため、できれば事前に布団をあたたため、就寝時は布団から出しましょう。万一、やけどをしたら医師に診てもらいましょう。
電子レンジで加熱するタイプは、オート加熱機能を使うと、高温の内容物が外へ漏れたり破裂したりして大きな事故にな
る危険性があるので、本体表示や取扱説明書の加熱時間、出力を厳守しましょう。

IHヒーター等に直接乗せて加熱できるタイプは、湯たんぽの口金を外さずに直接加熱すると、内圧が異常に高くなり危
険な状況になるため、直接加熱は控え、やかんなどでお湯を沸かして湯たんぽに入れるようにしましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp/>

改正割賦販売法が完全施行されました!

—「支払可能見込額」を超えるクレジットの利用は原則禁止となります—

商品の購入やサービス提供に対する代金を後払いできるクレジット契約は便利な反面、本人の支払い能力を超えるクレジットが提供されるケースもあり、利用者が支払い困難になる問題が発生しています。

そこで、平成22年12月に「改正割賦販売法」が完全施行され、クレジット業者は「過剰与信防止義務」^{※1}を負うこととなりました。具体的には、クレジット契約を行う際、利用者の年間収入(利用者の自己申告)、生活維持費、クレジット債務^{※2}に基づき、利用者が日常の生活を維持しながら、持続的に支払うことができると見込まれる1年間の「支払可能見込額」を算定の上審査し、支払い能力の範囲内でクレジット契約を結ぶこととなりました。

※1 消費者の支払い能力を超えるクレジット契約を禁止する義務

※2 改正割賦販売法に基づき、経済産業大臣から指定を受けた指定信用情報機関を利用してクレジット会社が調査



クレジットの利用

- 個別クレジット…クレジット会社は、年間支払額が支払可能見込額の範囲内で与信します。
- 包括クレジット…クレジット会社は、利用限度額が支払可能見込額の90%の範囲内でクレジットカードを発行します。

法律の詳しい内容は、経済産業省ホームページをご確認ください。<http://www.meti.go.jp/>

暖房器具の事故について



寒い季節になると、暖房器具を使用する機会が増えてきますが、毎年暖房器具に関する事故情報が、数多く寄せられています。

【事故例】

①石油ストーブでの火を消さずに給油し火災

石油ストーブの火を消さずにカートリッジタンクに給油したところ、カートリッジタンクのふた(ネジ式)の閉め方が不完全だったため灯油がこぼれ、ストーブに引火し、火災になった。

②電気ストーブにふとんがふれて火災

電気ストーブをつけたまま就寝したため、ふとんがヒーターにふれて火がつき出火した。

③電気カーペットのコンセントからの発火

10年ほど前に購入したホットカーペット。スイッチを入れて2時間後にパチパチ音がしてコンセント付近のコードから発火し焼け焦げがした。

【事故を防ぐには】

- 石油ストーブに給油する際は、必ず火を消してください。カートリッジタンクのふたが閉まっているか必ず確認してください。
- 寝るときは、電気ストーブの電源スイッチを切ってください。また、そばにカーテンなどの燃えやすいものを置かないでください。
- 長く使用を続けている暖房器具は経年劣化で発煙・発火などの事故が起きやすくなります。時々点検を行い、性能が維持できなくなったものは使用をやめましょう。
- 暖房器具のリコールなどが頻繁に出されています。該当製品でないか時々チェックしましょう。

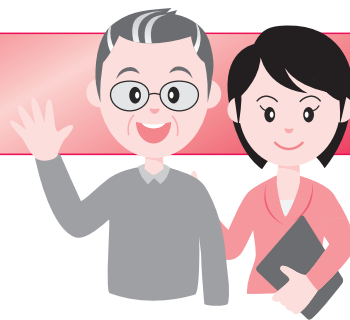
詳しくは

独立法人製品評価技術基盤機構ホームページ <http://www.jiko.nite.go.jp/>

独立行政法人国民生活センターホームページ <http://www.kokusen.go.jp/> をご覧ください。



「富山県くらしのアドバイザー」募集のお知らせ

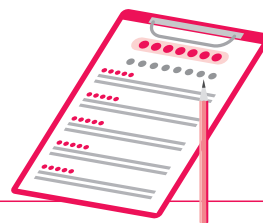


富山県では、消費者問題に関心をお持ちの方々に「富山県くらしのアドバイザー」として委嘱し、各地域で消費生活知識の普及啓発活動等を行っていただいております。

このたび、平成23年4月から活動していただける方を公募しています。

消費者問題に関心をお持ちで、消費生活に関する知識の普及啓発活動等に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

- 1 応募資格** 年齢満20歳以上の富山県内にお住まいの方（常勤の公務員を除く）
- 2 応募方法** 所定の申込書に必要事項を記載の上、県庁県民生活課消費生活班まで持参、郵送、電子メールでお申し込みください。
- 3 活動内容** ①消費生活知識の普及啓発活動（随時） ②アンケート調査等の回答（年2回程度）
③不当表示や過大景品の監視（随時） 等
- 4 募集期間** 平成23年2月2日（水）～2月22日（火）
- 5 募集人員** 40名程度
- 6 選考方法** 応募者多数の場合は、居住地域、その他申込書記載事項を考慮して選考します。
- 7 任 期** 平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間）
- 8 問合せ先** 県庁県民生活課消費生活班 TEL：076-444-3129
詳細は県民生活課のホームページをご覧ください。
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html



「富山県消費生活推進リーダー」募集のお知らせ

富山県が実施する「消費生活出前講座」の講師として普及・啓発活動等を行っていただく「富山県消費生活推進リーダー」を募集します。消費生活関連の専門的知識があり、消費者啓発活動に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

- 1 応募資格** 富山県在住者で、消費生活関連の次の資格のいずれかを有する方、または同等の知識を有すると認められる方^{*}。ただし、常勤の公務員は除きます。また、「富山県くらしのアドバイザー」と兼ねることはできません。
※消費生活関連の資格とは、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントです。
同等の知識を有すると認められる方の例としては、県で実施している消費生活専門相談員資格取得支援講座の受講者等が挙げられます。
- 2 応募方法** 所定の申込書に必要事項を記載の上、応募動機についての作文（800字程度）を添えて県消費生活センターへお申し込みください。（申込書は、県民生活課、県消費生活センター、市町村消費者行政担当課に備え付けてあります。また、県消費生活センターホームページからダウンロードできます。）
- 3 活動内容** 出前講座の講師等の啓発活動。
- 4 募集期間** 平成23年2月14日（月）～2月25日（金）
- 5 募集人員** 5名程度
- 6 選考方法** 書類及び面接により選考します。
- 7 委嘱期間** 委嘱日から平成25年3月31日まで
- 8 問合せ先** 富山県消費生活センター TEL：076-432-2949
詳細は県消費生活センターホームページをご覧ください。
<http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>



「子どもを事故から守る!プロジェクト」について

子どもは、親やまわりの大人にとって思いがけない行動や反応をするため、さまざまな「不慮の事故」に巻き込まれることが少なくありません。一方で、子どもの事故の予防に関しては、「子育てに忙しくて必要なときに欲しい情報が入手できない、優れた取組が関係者間で共有できていない、単に注意を呼びかけるだけでは限界がある」といった声があります。

このため、消費者庁では「子どもを事故から守る!プロジェクト」を立ち上げ、①保護者への情報提供、②地方公共団体など関係機関への情報のつなぎ、③製品・施設の改良の促進を柱とし、「予防」の観点に立って「子どもを事故から守る」ことに取り組んでいます。

昨年9月からは、子どもの事故予防に関する情報を提供する携帯サイト及びパソコン用ホームページを開設するとともに、メール配信サービスを開始しています。

思わぬ事故から子どもを守るため、これらの情報を是非ご活用ください。

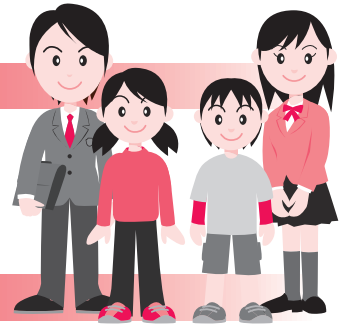
1「子どもを事故から守る!プロジェクト」携帯サイト

- 子どもの年齢(月齢)に応じて起こりやすい事故と注意すべき点がわかるワンポイントアドバイスや、事故予防のために気をつけるべきことを点検できるチェックリスト等を提供しています。

消費者庁携帯サイトのアドレスから：<http://www.caa.go.jp/m/>

2「子どもを事故から守る!プロジェクト」パソコン用ホームページ

- 地方公共団体、学校、事業者等による子どもの事故防止の先駆取組事例を紹介しています。また、さまざまな方に利用していただける教材・資料等を提供しています。 アドレス：<http://www.caa.go.jp/kodomo/>



3「子ども安全メールfrom消費者庁」

- 子ども事故予防に関する豆知識的な情報を、毎週1回(原則的に木曜日)メールで配信しています。

「子ども安全メールfrom消費者庁」の配信登録：<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/>

消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(富山市役所内)

..... ☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 ☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー(エルパセオ内)]... ☎0766-28-1141

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111(内325)

黒部市 市民環境課 ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 ☎0766-67-1760(内732)

南砺市 住民環境課(井波庁舎) ... ☎0763-23-2035

射水市 生活安全課(大島庁舎) ... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121(内29)

上市町 町民課 ☎076-472-1111(内103)

立山町 住民環境課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1100(内132)

朝日町 産業課 ☎0765-83-1100(内235)

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 076-433-3252

FAX.076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館 新館5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

0766-25-2777

FAX0766-25-2890

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

076-432-5690 午前9時～午後4時